

第五十七条の九の見出し中「中小企業等」を「中小企業者等」に改め、同条第一項中「中小法人等」を「中小企業者等」に、「第四十二条の四第八項第六号の二」を「第四十二条の四第八項第八号」に改め、同条第二項中「中小法人等」を「中小企業者等」に改め、同条第三項を削る。

第五十八条第一項及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第五十九条の二第一項中「（昭和二十四年法律第百八十七号）」を削り、「当該超える」を「その超える」に、「当該満たない」を「その満たない」に改める。

第六十条第一項の表及び第二項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第六項中「第五十五条の二第三項」を「第五十五条の二第六項」に改める。

第六十二条の四第二項中「法人税法第二条第九号に規定する」を削り、「同法」を「法人税法」に改める。

第六十二条第四項第一号中「（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。）」及び「（同条

第十三号に規定する収益事業をいう。次号において同じ。」」を削る。

第六十二条の三第四項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十三条第一項の規定により行われた裁定（同法第十条第一項第一号に掲げる権利に係るものに限るものとし、同法第十八条の規定により失效したもの）を除く。以下この号において「裁定」という。）に係る同法第十条第二項の裁定申請書（以下この号において「裁定申請書」という。）に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第二号の二まで又は第四号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。）

又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利

ロ 当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第三項

第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利（当該裁定申請書に記載された当該事業が当該特定所有者不明土地以外の土地をイに掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。）

第六十一条の三第四項第十二号から第十四号までの規定中「第八号の二」を「第八号の三」に改める。

第六十五条の二第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第六十五条の三第一項第四号中「又は地方独立行政法人」を「地方独立行政法人」に改め、「限る。」の下に「又は文化財保護法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、「場合を含む」を「場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）を含む」に改め、同項に次の一号を加える。

により定められた農用地利用規程（同法第二十三条第一項の認定に係るもの（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）に限る。）に係る同法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、同条第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第六十五条の四第一項第二十五号中「に規定する農地利用集積円滑化団体等（当該農地利用集積円滑化団体等が、一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構である場合には、「」を「の農地中間管理機構〔〕に改め、「買い取られる場合」の下に「（前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第六十五条の五第一項第一号及び第二号中「場合〔〕の下に「第六十五条の三第一項第七号又は」を加え、同項第三号中「場合〔〕の下に「第六十五条の三第一項第七号又は」を加え、「又は第二十五号」を「若しくは第二十五号」に改める。

第六十六条の四第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第十項」に改め、同条第二項第一号イ中「生

じる」を「生ずる」に改め、同条第七項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号及び次項において同じ。）」に、「（資産）を「（無形資産）に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第六項中「第九項」を「第十五項」に、「第十三項」を「第十九項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項を同条第三十一項とし、同条第二十四項中「第二十一項の」を「第二十七項の」に、「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十三項後段を削り、同項を同条第二十九項とし、同条第二十二項中「一年間」を「二年間」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十一項中「六年」を「七年」に改め、「第四項並びに」を削り、「前二項の」を「〔の〕に、「前二項及び」を「〔及び〕に、「第六十六条の四第二十一項〔〕」を「第六十条の四第二十七項〔〕に、「同法第六十六条の四第二十一項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は租税特別措置法第六十六条の四第二十一項」を「同条第二十七項」に、「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十七項」に、「第二項の規定」を「第二項」に、「第六十六条の四第二十一項の規定」を「第六十六条の四第二十七項」に、「租税特別措置法

第六十六条の四第二十一項」を「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」に、「第一項の規定」を「第一項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十項中「六年」を「七年」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第十九項中「（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。）」を削り、同項を同条第二十五項とし、同条第十八項を同条第二十四項とし、同条第十七項を同条第二十三項とし、同条第十六項各号中「第十一項」を「第十七項」に、「第十二項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十五項中「第十一項又は第十二項」を「第十七項又は第十八項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十四項を同条第二十項とし、同条第十三項を同条第十九項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十一項中「第八項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十項を同条第十六項とし、同条第九項中「。第十二項」を「。以下この項及び第十八項」に、「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する」に、「及び第十二項」を「及び第十八項」に、「前項各号」を「第十二項各号」に、「を当該」を「を第一項に規定する」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該事業年度において、当該同時文書化免除国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十六条の四第九項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

- 15 前項本文の規定は、同項の同時文書化免除国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第六十六条の四第八項中「（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び第十一項において同じ。）」を「に係る第六項に規定する財務省令で定める書類」に、「を算定する」を「（第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定する」に、「第十一項において同じ。」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日」を「第十七項において同じ。」若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日に、「を当該」を「を第一項に規定する」に、

「法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（次項及び第二十一項において「決定」という。）」を「更正又は決定」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該事業年度において、当該同時文書化対象国外関連取引につき第八項又は第九項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第六十六条の四第八項を同条第十二項とし、同項の次に次の二項を加える。

13 前項本文の規定は、同項の同時文書化対象国外関連取引につき第十項の規定の適用がある場合には、同項に規定する経過する日後は、適用しない。

第六十六条の四第七項の次に次の二項を加える。

8 法人が各事業年度において当該法人に係る国外関連者との間で行つた特定無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、特定無形資産（国外関連取引を行つた時において評価することが困難な無形資産として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の譲渡若しくは貸付け（特定無形資産に係る権利の設定その他他の者に特定無形資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取

引をいう。以下この項において同じ。）について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人が予測したものに限る。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、第二項各号に掲げる取引のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める方法のうち、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなつた事由の発生の可能性（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を含む。）を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従つて行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を第一項に規定する独立企業間価格とみなして、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき法人税法第二条第三十九号に規定する更正（以下この条において「更正」という。）又は同法第二条第四十号に規定する決定（第十二項、第十四項及び第二十七項において「決定」という。）をすることができる。ただし、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額との項本文

の規定を適用したならば第一項に規定する独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

9 前項本文の規定は、法人が同項の特定無形資産国外関連取引（第二十五項の規定により各事業年度において法人が当該法人に係る国外関連者との間で取引を行つた場合に当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書をいう。同項において同じ。）に添付すべき書類に、当該特定無形資産国外関連取引に係る同項に規定する事項の記載があるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る次に掲げる事項の全てを記載した書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を作成し、又は取得している場合には、適用しない。

一 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項（当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人が予測したものに限る。次号において同じ。）の内容として財務省令で定める事項

二 当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項についてその内容と相違する事実が判明した場合におけるその相違することとなつた事由（以下この号において「相違事

由」という。)が災害その他これに類するものであるために当該特定無形資産国外関連取引を行つた時に当該法人がその発生を予測することが困難であつたこと、又は相違事由の発生の可能性(当該特定無形資産国外関連取引を行つた時における客観的な事実に基づいて計算されたものであることその他他の政令で定める要件を満たすものに限る。)を勘案して当該法人が当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定していたこと。

10 第八項本文の規定は、法人に係る特定無形資産国外関連取引に係る判定期間(当該法人と特殊の関係にない者又は当該法人との間で当該特定無形資産国外関連取引を行つた国外関連者と特殊の関係にない者から受ける同項の特定無形資産の使用その他の行為による収入が最初に生じた日(その日が当該特定無形資産国外関連取引が行われた日前である場合には、当該特定無形資産国外関連取引が行われた日)を含む事業年度(当該最初に生じた日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)開始の日から五年を経過する日までの期間をいう。以下この項において同じ。)に当該特定無形資産の使用その他の行為により生ずることが予測された利益の額と当該判定期間に当該特定無形資産の使用その他の行為により生じた利益の額とが著しく相違しない場合として政令で定める場合に該当す

るときは、当該判定期間を経過する日後において、当該特定無形資産国外関連取引については、適用しない。

- 11 国税庁の当該職員又は法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員が法人に前二項の規定の適用があることを明らかにする書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日（その求めた書類又はその写しが同時文書化対象国外関連取引（第七項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引をいう。次項及び第十七項において同じ。）に係る第六項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十七項において同じ。）又はその写しに該当する場合には、その提示又は提出を求めた日から四十五日）を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときは、前二項の規定の適用はないものとする。

第六十六条の四の二第一項中「前条第二十一項第一号」を「前条第二十七項第一号」に改める。

第六十六条の四の三第五項第二号中「特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産」を「無形資産（有形資産及び金融資産以外の資産として政令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」に、「（資産」を「（無形資産」に、「資産を」を「無形資産を」に改め、同条第六項及び第七項中「を算定するためには重要」を「（第十四項において準用する第六十六条の四第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）を算定するためには重要」に改め、同条第十四項中「第九項及び第十九項から第二十五項まで」を「から第十五項まで及び第二十五項から第三十一項まで」に改め、同項の表第六十六条の四第二十五項の項中「第六十六条の四第二十五項」を「第六十六条の四第三十一項」に、「係る第一項に規定する」を「係る第一項」に、「同項に規定する」を「同項」に改め、同表第六十六条の四第二十四項の項中「第六十六条の四第二十四項」を「第六十六条の四第三十項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項の項中「第六十六条の四第二十一項第一号及び第二十二項」を「第六十六条の四第二十七項第一号及び第二十八項」に改め、同表第六十六条の四第二十一項の項

〔
及び同法

中「第六十六条の四第二十一項」を「第六十六条の四第二十七項」に、

又は租税特別措置法

及び同法第六十六条の四の三第十四項において

準用する同法

又は租税特別措置法第六十六条の四の三第十四

及び同条第二十七項

及び同法第六
準用する同法

項において準用する同法

十六条の四の三第十四項において

第六十六条の四第二十七項

に改め、同表第六十六条の四第二十項の項中「第六十六条の四第二

十項」を「第六十六条の四第二十六項」に改め、同表第六十六条の四第十九項の項中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同項の前に次のように加える。

第六十六条の四第 同時文書化免除国外関連取引

十五項 同時文書化免除内部取引

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第九項の項を次のように改める。

第六十六条の四第 十四項	同時文書化免除国外関連取引 第七項の規定の適用がある国 外関連取引	同時文書化免除内部取引 第六十六条の四の三第七項に規定する同時文書 化免除内部取引
第一項	同条第一項 財務省令 所得	同条第七項に規定する財務省令 法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第八項第二号の項中「第六十六条の四第八項第二号」を「第六十六条の四第十二項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

第六十六条の四第 十三項	同時文書化対象国外関連取引 同時文書化対象内部取引
-----------------	------------------------------

第六十六条の四の三第十四項の表第六十六条の四第八項第一号の項中「第六十六条の四第八項第一号」

を「第六十六条の四第十二項第一号」に改め、同表第六十六条の四第八項の項を次のように改める。

第六十六条の四第 十二項	同時文書化対象国外関連取引
第六項	同時文書化対象内部取引
第一項	第六十六条の四の三第四項
として財務省令	同条第一項
所得	として同条第六項に規定する財務省令
第六十六条の四第 八項	法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得
第六十六条の四第 二項各号	第六十六条の四の三第二項各号
につき支払われるべき対価の 額	の対価の額とした額
を第一項	の対価の額とされるべき額
を同条第一項	

			所得	法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得
第六十六条の四第 九項各号	第六十六条の四第 十一項	対価の額	法人税法 ならば第一項	法人税法第百四十二条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得
第六項 取引	同時文書化対象国外関連取引 (第七項の規定の適用がある 国外関連取引以外の国外関連)	対価の額とした額	同法 ならば第六十六条の四の三第一項	同法
同条第四項	同時文書化対象内部取引（第六十六条の四の三 第六項に規定する同時文書化対象内部取引）			

第二章第七節の三の節名を次のように改める。

第七節の三 支払利子等に係る課税の特例

第六十六条の五第四項ただし書中「同条第四項」を「同条第三項」に改める。

第三章第七節の三第二款の款名を次のように改める。

第二款 対象純支払利子等に係る課税の特例

第六十六条の五の二の見出しを削り、同条第一項中「関連者支払利子等の額がある場合に」を削り、「関連者支払利子等の額の合計額から」を「対象支払利子等の額の合計額（以下この項、次項第六号及び第三項第二号イにおいて「対象支払利子等合計額」という。）から」に、「第四項第一号」を「第三項」に、「関連者純支払利子等の額」を「対象純支払利子等の額」に、「百分の五十」を「百分の二十」に、「ときは」を「場合には」に、「関連者支払利子等の額の合計額の」を「対象支払利子等合計額の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 対象支払利子等の額 支払利子等の額のうち対象外支払利子等の額以外の金額をいう。
- 二 支払利子等 法人が支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）その他政令で定める費用又は損失をいう。

三 対象外支払利子等の額 次に掲げる支払利子等（法人に係る関連者が非関連者を通じて当該法人に資金を供与したと認められる場合として政令で定める場合における当該非関連者に対する支払利子等その他政令で定める支払利子等を除く。）の区分に応じそれぞれ次に定める金額をいう。

イ 支払利子等を受ける者の課税対象所得（当該者が個人又は法人のいずれに該当するかに応じ、それぞれ当該者の所得税又は法人税の課税標準となるべき所得として政令で定めるものをいう。イ及び二(1)において同じ。）に含まれる支払利子等（二に掲げる支払利子等を除く。イにおいて同じ。） 当該課税対象所得に含まれる支払利子等の額

ロ 法人税法第二条第五号に規定する公共法人のうち政令で定めるものに対する支払利子等（二に掲げる支払利子等を除く。ロにおいて同じ。） 当該政令で定める公共法人に対する支払利子等の額ハ 特定債券現先取引等（前条第五項第八号に規定する特定債券現先取引等をいう。）に係るものとして政令で定める支払利子等（ロ及び二に掲げる支払利子等を除く。ハにおいて同じ。） 当該政令で定める支払利子等の額のうち政令で定める金額

二 法人が発行した債券（その取得をした者が実質的に多数でないものとして政令で定めるものを除

く。)に係る支払利子等で非関連者に対するもの(①において「特定債券利子等」という。) 債券の銘柄ごとに次に掲げるいずれかの金額

- (1) その支払若しくは交付の際、その特定債券利子等について所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われ、又は特定債券利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる特定債券利子等の額と口に規定する政令で定める公共法人に対する特定債券利子等(その支払又は交付の際、所得税法その他所得税に関する法令の規定により所得税の徴収が行われるもの)を除く。) の額との合計額

- (2) (1)に掲げる金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額

四 関連者 法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式若しくは出資(自己)が有する自己の株式又は出資を除く。以下この号及び次項第二号において「発行済株式等」という。)の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係又は個人が法人の発行済株式等の総数若しくは総額の百分の五十以上の数若しくは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係その他の政令で定め